

2024年度から

- ・外構防災住宅を事業区分に追加
- ・火災警報器設置住宅の補助額見直し

を行い、リニューアル！

受付は先着順  
になります。  
補助金総額が  
予算に達し次第  
終了となります。

家の防災・衛生機能  
を見直しましょう！



中野市

# 住宅防災・衛生 機能向上事業補助金

既存の住宅本体及び外構の安全性、耐久性、防災機能及び衛生機能の向上を図ることにより市民の住生活の安定を確保するため、本事業を実施する方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

## 対象となる住宅

市内にある一戸建て住宅、店舗等の  
併用住宅または集合住宅の住居部分

※賃貸に使用または、使用を予定している  
住宅は対象となりません。

※既存住宅を対象としたものであるため、  
新築、建替え、増築は対象となりません。

## 対象となる方

- ①市内に住所を有する方
- ②住宅の所有者または所有者の同意を  
得た居住者の方
- ③市税等を滞納していない方

対象工事は、下記の01～04のいずれかに該当する工事

※補助金の交付は、同一の人または住宅に対して1回限りです

01

火災警報器設置



02

下水道接続



03

耐震改修



04

外構防災



補助対象工事の詳細は裏面へ▶▶▶

## 01 火災警報器設置

住宅用火災警報器を新規に設置する工事又は設置から9年が経過したものを交換する工事。住宅用火災警報器を設置する箇所(階段、居室など)に要件がありますので、事前にお問い合わせください

### 対象工事

火災警報器設置工事と住宅改良工事を同時に行う住宅で計30万円以上の工事



補助額 一律 5 万円

## 02 下水道接続

公共下水道及び農業集落排水設備に生活排水設備を接続する工事又は合併処理浄化槽を設置する工事

### 対象工事

下水道接続工事と住宅改良工事を同時に行う住宅で計30万円以上の工事

### 補助額

一律 10 万円

※65歳以上のみの世帯の場合は、3万円を加算します。

## 03 耐震改修

中野市耐震改修等事業補助金を利用して行う工事



中野市耐震改修等事業補助金HP

### 対象工事

耐震補強工事及び同時に行う住宅改良工事の合計から中野市耐震改修等事業補助金要綱に基づく補助対象経費を除いた額(住宅改良工事が30万円以上のもの)

### 補助額

工事費の1/2まで 上限 80 万円

※65歳以上のみの世帯の場合は、3万円を加算します。

## 04 外構防災

道路に面する危険なブロック塀等を除却、又は除却後に新たに安全な工作物等を築造する工事。危険なブロック塀等には要件がありますので、事前にお問い合わせください

### 対象工事

外構防災工事と住宅改良工事を同時に行う住宅で計30万円以上の工事

### 補助額

一律 10 万円

※65歳以上のみの世帯の場合は、3万円を加算します。

補助金手続きの流れ

申請者



交付申請

中野市



審査

交付決定

工事契約

工事着手

代金支払

実績報告

確定補助金額

補助金請求

支払手続

入金

※既に着手済の工事については補助金交付申請書の受付はできません。 ※必ず交付決定通知後に工事に着手してください。  
※交付申請後に工事内容、工事金額等が変更になる場合は、変更承認申請書を提出してください。  
※工事完了後の実績報告書は令和7年3月7日までに提出してください。

問い合わせ先はこちらから

中野市 都市建設課 建築住宅係 0269-22-2111 (内線 358)

【受付場所】市役所3階 都市建設課または豊田庁舎窓口

※交付申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類とあわせて提出してください。

中野市公式ホームページリンク

